

第 1 1 号議案

中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 8 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中間市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年中間市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項ただし書中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

中間市一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、前項の職員のうち再任用職員は、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。ただし、前項の職員のうち再任用職員は、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 (略)</p>